

# 外国人労働者の労働許可証に関するDecree152

January 2021

2020年12月30日、政府は、外国人労働者及び外国の組織・個人の下で働くベトナム人労働者の採用・管理に関する労働法45/2019/QH14号のガイダンスであるDecree 152/2020/ND-CP（以下、Decree 152）を発行しました。Decree 152は2021年2月15日より有効となります。

ベトナムで就労する外国人に関する注意点は以下のとおりです。

## 1. 労働許可証の取得免除対象

Decree 152は労働許可証の取得免除対象を明確にしました：

- a. ベトナム人と結婚しベトナムに居住する外国人
- b. 資本金が30億ドン以上の有限責任会社の所有者もしくは出資者
- c. 資本金が30億ドン以上の株式会社の会長もしくは取締役会の構成員
- d. 1回の滞在期間が30日未満で年3回以内でベトナムで就労する外国人専門家、管理監督者、経営責任者及び熟練労働者
- e. ベトナムでの外国投資企業、駐在員事務所などを設立するためにベトナムに来る外国人

上記a, b, c, dの場合において、ベトナムのスポンサー企業は、労働許可証の取得免除の証明書を申請する必要はありませんが、労働者がベトナムでの仕事を開始する遅くとも3日前までに労働局（ベトナムの労働傷病兵社会省（以下、「MOLISA」）もしくは各地方の労働傷病兵社会局（以下、「DOLISA」））に通知する必要があります。

## 2. 労働許可証・労働許可証免除証明書の期限

Decree 152において、労働許可証及び労働許可証免除の証明書の期限は2年間であり、外国人は1度しか更新できないことが改めて確認されました。これにより、期限経過後もベトナムで就労するために、労働者は改めて労働許可証・労働許可証免除の証明書を申請する必要があると解釈されます。

## 3. 専門家証明書の廃止

Decree 152により、外国組織が発行した専門家証明書は、外国人労働者の専門知識を証明するための文書として認められなくなりました。代わりに、ベトナムでの職位に合致する5年以上の実務経験（大学卒業資格を有する場合は、ベトナムでの職位に合致する3年の実務経験）及び実務認定証を有することが必要になります。

## 4. 労働許可書・労働許可証免除証明書の取消

Decree 152によると、特定の場合には、労働許可証が無効になってから15日以内に使用者が労働許可証を回収し、返却理由の説明文書とともに労働局に返却しなければなりません。

ただし、労働許可証を返却できない場合には、労働許可証を労働者から回収できない理由を説明する文書を提出する必要があります。

## 5. 外国人労働者の労働契約書の有効期間

労働法では、外国人労働者の労働契約の有効期間は労働許可証の期間内とされています。労働許可証の有効期間は最大2年間であるため、外国人労働者の労働契約の期限も最大2年間となります。

## 6. 外国人労働者使用状況の報告書

Decree 152によると、使用者は、年2回（7月5日及び1月5日まで）外国人労働者使用状況の半年ごとの報告書をMOLISAもしくはDOLISAに提出する必要があります。

## 7. MOLISAもしくはDOLISAへの労働許可証関連書類の提出の選択肢

Decree 152によると、特定の使用者は、労働許可証、労働許可証免除証明書の申請、延長または取消を、DOLISAではなくMOLISAに申請することを選択できます。

## 8. 公安省によるMOLISAへの定期的な情報提供

外国人労働者の管理及び監督を強化するために、Decree 152は、公安省が毎月ベトナムの組織・企業で働くための就労ビザを交付された外国人労働者のリストをMOLISAに提供しなけれならぬと規定しています。

### KPMGの観点

Decree 152の規定から見ると、政府が労働許可証の免除対象を拡大する一方で、ベトナムで働く外国人労働者に対してより厳密な管理制度を導入することが予想されます。そのため、各組織・企業は、新しい法規に準拠しながら自らの事業計画に基づいて外国人労働者の採用・異動計画・ポリシーを再検討することが必要になります。

Decree 152に関する詳細なアドバイスをご希望の場合は、弊社までご連絡頂けますと幸いです。

# Contact us

## KPMG Limited

監査・アシュアランス業務、税務・投資・コーポレートサービス、ビジネス・アドバイザー・サービス、  
ファイナンシャル・アドバイザー・サービス、ITコンサルティング

### Japanese Practice

#### Hanoi

46<sup>th</sup> Floor, Keangnam Hanoi Landmark Tower,  
72 Building, Plot E6, Pham Hung Street,  
Cau Giay New Urban Area, Me Tri Ward,  
South Tu Liem District, Hanoi, Vietnam

T: +84 (24) 3946 1600  
F: +84 (24) 3946 1601  
E: kpmghanoi@kpmg.com.vn

#### 谷中 靖久 HCMC 兼任

公認会計士 (日本) ダイレクター  
E: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

#### 大門 亮介

公認会計士 (日本) シニアマネージャー  
E: ryosukeokado@kpmg.com.vn

#### 東木 隆則

公認会計士 (日本) シニアマネージャー  
E: takanoritoboku@kpmg.com.vn

#### 秋田 憲宏

公認会計士 (日本) マネージャー  
E: norihiroakita@kpmg.com.vn

#### 大塚 元喜

公認会計士 (米国) アシスタント マネージャー  
E: gotsuka@kpmg.com.vn

#### Pham Thi Thu Huong - 日本語可

アシスタント マネージャー  
E: huongtpham@kpmg.com.vn

#### Le Thi Thu Trang - 日本語可

アシスタント マネージャー  
E: trangtle1@kpmg.com.vn

#### Ho Chi Minh City

10<sup>th</sup> Floor, Sunwah Tower,  
No. 115, Nguyen Hue Street,  
Ben Nghe Ward, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam

T: +84 (28) 3821 9266  
F: +84 (28) 3821 9267  
E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

#### 古屋 秀規

公認会計士 (日本) シニアマネージャー  
E: hfuruya@kpmg.com.vn

#### 小熊 崇史

公認会計士 (日本) シニアマネージャー  
E: takafumioguma@kpmg.com.vn

#### 西井 康雄

公認会計士 (日本) マネージャー  
E: ynishii1@kpmg.com.vn

#### 牧村 一輝

公認会計士 (日本) マネージャー  
E: kazukimakimura@kpmg.com.vn

#### 角田 長基

アシスタント マネージャー  
E: masakikakuda@kpmg.com.vn

#### Nguyen Duc Bui Nam - 日本語可

アシスタント マネージャー  
E: nambnguyen@kpmg.com.vn

#### Vu Thuy An- 日本語可

アシスタント マネージャー  
E: antvu@kpmg.com.vn

#### Nguyen Ha Thuy - 日本語可

シニア  
E: thuyhnguyen@kpmg.com.vn

### ベトナムデスク

#### 有限責任 あずさ監査法人

##### 東京事務所

100-8172  
東京都千代田区大手町1-9-7  
大手町フィナンシャルシティ  
サウスタワー

##### 中谷 剛之

パートナー  
T: +81 33548 5805  
F: +81 33548 5815  
E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

##### 大阪事務所

541-0048  
大阪市中央区  
瓦町3-6-5  
銀泉備後町ビル

##### 鈴木 智博

マネージャー  
E: Tomohiro.Suzuki@jp.kpmg.com  
T: +81 67731 1000  
F: +81 67731 1001

Follow us on:   

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

[kpmg.com.vn](http://kpmg.com.vn)